

医推第1159号
令和8年2月6日

県内関係医療機関の長 殿

岡山県保健医療部医療推進課長

厚生労働省「小児医療施設支援事業」に係る事業計画の提出について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国の令和7年度補正予算により措置された「産科・小児科医療機関等に対する支援」について、厚生労働省医政局医療経理室から事業計画の提出依頼がありましたので、次のとおり御回答をお願いいたします。

記

1 事業の概要

休日夜間の入院を要する小児救急患者を受け入れるなど、地域に不可欠な小児医療の拠点となる機能を持つ病院に対して、体制整備に係る費用を支援する。

2 補助要件等

- ・小児中核病院、小児地域医療センター
 - ・令和6年度における15歳未満の延べ入院患者数が、令和5年度における15歳未満の延べ入院患者数を2%以上、下回っていること
 - ・診療報酬上の小児入院医療管理料（管理料1、管理料2又は管理料3に限る）について、交付申請日時点において、地方厚生局に届出を行い、受理されていること
- ※交付申請時点で以下に該当する病床は、交付の対象外

- ・休床中の病床
- ・小児救命救急センターにおける専用病床
- ・周産期母子医療センター運営事業により補助対象となるNICU及びGCU

※要件に当てはまらない場合は、補助金の交付対象外

3 交付額

①基準額

1 施設当たり：105,200円×入院患者減少率（%）×病床数

②対象経費

交付申請する小児病床に従事する医師・看護師・看護補助者に係る経費（職員基本給、職員諸手当、諸謝金、社会保険料）×入院患者減少率（%）/100

③補助率：2分の1

※入院患者減少率：(令和5年度の15歳未満の延べ入院患者数－令和6年度の15歳未満の延べ入院患者数)／令和5年度の15歳未満の延べ入院患者数×100（小数点以下は切り捨て、10%を上限）

※病床数：交付申請日時点における小児入院医療管理料（管理料1、管理料2又は管理料3に限る）の届出病床のうち、病院の運用規定等により小児専用として指定されている数

4 回答様式

小児医療施設支援事業（Excel）

5 提出方法

メール

shoni-shusanki@pref.okayama.lg.jp

※メールの件名は、「【施設名】小児医療施設支援事業」としてください。

6 提出期限

令和8年2月24日（火）必着

7 留意事項

- ・事業の詳細は、国の実施要綱を御確認ください。
- ・本調査は、事前に所要額を把握し、今後の事業実施に向けた基礎資料として活用するものであり、現時点で貴施設への交付を確約するものではありませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・県において事業化した際は、交付要綱等を作成した上で、改めて御案内いたします。
(事業の対象年度：令和7年度、交付年度：令和8年度)
- ・事業計画の提出がない場合は、交付対象外となりますので、御留意ください。
- ・産科・小児科医療機関等に対する支援事業については、県ホームページにも掲載済みです。（<https://www.pref.okayama.jp/page/1019339.html>）

＜担当者＞

〒700-8570

岡山県岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健医療部医療推進課 山中

TEL：086-226-7084 FAX：086-224-2313